

## 第1回子どもの生活支援対策部会結果

- 1 開催日時  
平成29年8月9日(水) 14時～15時30分
- 2 開催場所  
県庁 10-総-1会議室
- 3 出席委員(部会委員数:6名)  
前田 晶子(部会長・鹿児島大学教育学部 准教授)  
青矢 順子(鹿児島県子ども会育成連絡協議会 理事)  
田實 澄恵(鹿児島県PTA連合会 副会長)  
白鳥 浄子(鹿児島県児童養護協議会 会員)  
徳永 伸一(鹿児島県国公立幼稚園・こども園協会 会長)  
岩下 修一(社会福祉法人鹿児島県保育連合会 会長)
- 4 出席県職員  
子ども福祉課:向窪課長,白男川補佐,森元係長,馬場主事  
社会福祉課:辻主幹  
青少年男女共同参画課:黒木係長
- 5 議事内容  
(1)「かごしま子ども未来プラン2015」における「子どもの貧困対策」について  
(2)かごしま子ども調査の結果及び今後の取組等について
- 6 委員からの主な意見  
○ 生活支援に係る意見  
(1)子どもの貧困については、乳幼児の支援が喫緊の課題と言われているが、義務教育を離れたときに、新たな課題が出てくるので、高校生も含めた対策ができないか。  
(2)夕食を食べていない、一人で食べている子どもが存在しているので、子ども食堂のような民間の取組を行政として支援できないか。

- (3) 相対的貧困は目に見えにくい方も多くいる、個人情報保護の中で、そこに入っていきけるような環境作りが必要
- (4) 子どもの生活支援となっているが、子どもには必ず親がいるので、親がどういう生き方をされるかが子どもに大きな影響を与えるので、親の生活安定を同時に支援することが必要
- (5) 障害児を抱える家庭には生活困窮者が多いので、目を向けることが必要

○ 学習支援に係る意見

- (6) 子ども食堂のような形で、地域における子ども達の生活支援の取組を行っているが、子ども食堂と並行して学習支援ができるような形が必要
- (7) 児童クラブにおいても、学習支援を行っているが、専門的な知識とか人材が不足しており、無料で学習支援ができるような充実した体制作りが必要
- (8) 役場等で実施する無料の勉強会や家庭教師の人材について、毎年鹿児島県の各地でたくさんの教職経験者が退職するが、ボランティアでもやってもいいと思っている方が相当数いると思う。
- (9) 子どもの教育は、学習だけではなく、心の面もあるので、家庭でのコミュニケーションの機会を図っていくことが必要

○ その他の支援に係る意見

- (10) 学校行事が過度に増えて、働いている保護者が学校行事に参加する機会をなかなか作れない、ワークライフバランスの取組の充実が必要
- (11) 子ども会で行う体験授業では、参加費が必要になるが、参加費がかかるものには参加しないという保護者もいる。市町村からの補助がカットされつつあるので、予算への配慮が欲しい。
- (12) 乳幼児医療費助成事業はとてもいい事業だが、周知徹底が必要

7 今後の予定

- ・ 8月30日の子ども・子育て支援会議で報告をする。
- ・ 年内に、第2回目の会議を開催したい。

鹿児島県子ども・子育て支援会議  
第1回子どもの生活支援対策部会資料

- 1 「かごしま子ども未来プラン2015」～抜粋～ …… 1
- 2 かごしま子ども調査結果の概要 …… 4
- 3 かごしま子ども調査結果から見えてきたもの …… 15
- 4 乳幼児医療費助成事業の概要 …… 16
- 5 乳幼児医療費にかかる新たな制度の導入について …… 17
- 6 生活困窮者自立支援法について …… 18
- 7 生活困窮者自立相談支援事業（県事業）について …… 19
- 8 平成29年度の任意事業の取組状況について …… 20



# 「かごしま子ども未来プラン2015」～抜粋～

## 第4章 施策展開の方向

### [1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

#### 3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

#### (5) 子どもの貧困対策の推進

##### ① 教育支援の充実

- 経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることのないよう、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減
  - 奨学のための給付金事業【再掲】（高校教育課・学事法制課）
    - ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給
  - 高校生・大学生に対する奨学金の貸与【再掲】（総務福利課）
    - ・ 高校生への奨学金の貸与
    - ・ 大学等入学時奨学金の貸与及び給付
    - ・ 大学等在学時奨学金の返還支援
- 進路保障の取組の推進（全ての子どもたちが自己実現を果たしていくために必要な力を育むための教職員の研修）
  - 人権教育推進事業（課題別研究会）（人権同和教育課）
    - ・ 子どもたちの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、進路保障の取組についての教職員の理解と認識を深める。
- ひとり親家庭等の児童に対する学習支援
  - ひとり親家庭等学習支援事業（子ども福祉課）
    - ・ ひとり親家庭等の児童が、経済的な理由などにより学習や進学意識が低下したり、十分な教育が受けられないことがないよう学習支援を実施
- 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
  - 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）（社会福祉課）
    - ・ 生活困窮世帯の子どもの将来の自立を後押しするため、学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言を実施

##### ② 生活支援の充実

- 心身の健康、家庭など複合的で多様な課題を抱えていることから、生活を支え子どもの成長や就労を支える総合的な取組
  - 生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）【再掲】
    - ・ 生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため、相談対応を行い、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に実施

- 保育等の確保
  - 安心こども基金総合対策事業（保育所等緊急整備事業）、子ども・子育て支援総合対策事業（認定こども園施設整備事業）【再掲】（青少年男女共同参画課）
  
- ひとり親家庭の学び直しの支援
  - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子ども福祉課）
    - ・ 経済面で不安定な状況におかれているひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を助成
  
- 子どもの成長や就労の支援
  - 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（子ども福祉課）
    - ・ 児童養護施設退所者等に対し、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費貸し付け、円滑な自立を支援
  
- ③ 保護者に対する就労支援の充実
  - 一人一人のキャリアや経験等に応じ、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会等を開催
    - 若者就職サポートセンター管理運営事業（雇用労政課）
      - ・ 職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーや職業相談、職業紹介などの実施
    - ひとり親家庭等就労支援対策事業（子ども福祉課）
      - ・ 就業相談や就業支援講習会を実施するとともに、養育費の取り決めなど弁護士等の専門家による特別相談を実施
      - ・ 職業能力開発のための講座受講料の一部を支給するほか、資格取得のための養成機関で1年以上修学する際、資格取得期間中の生活費の一部を支給
  
  - ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援
    - ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（子ども福祉課）
      - ・ 高等職業訓練促進給付金を受けているひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸付

- 生活困窮世帯に対する就労支援
  - 生活困窮者自立支援事業（社会福祉課）【再掲】
    - ・ 生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため、相談対応を行い、就労等の支援を包括的に実施

#### ④ 経済的支援の充実

- ひとり親家庭等に対する医療費の助成、児童扶養手当制度や修学資金等に対する母子父子寡婦福祉資金制度の充実
  - 児童扶養手当給付事業（子ども福祉課）
    - ・ 父又は母と生計を同一にしていない（もしくはそれに準ずる）児童が育成される家庭生活の安定と児童福祉の増進を図るため、手当を支給
    - ・ 保育所及び認定こども園の整備に要する経費の一部を助成

## 「かごしま子ども調査」の結果概要

平成29年6月 保健福祉部子ども福祉課

- 1 調査目的 子どもの生活状況や家庭の経済状況を把握し、今後の子育て支援に生かす。
- 2 調査対象 無作為に抽出した県内の公立小学校の1年生及び5年生並びに公立中学校の2年生の保護者
- 3 有効回収率 33.3パーセント（配布8,354件 回収2,785件）
- 4 結果の概要

○所得類型別区分を次のとおり設定

A類世帯	等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯
B類世帯	等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯
C類世帯	等価可処分所得が中央値（244万円）以上の世帯

（中央値：平成25年国民生活基礎調査における等価可処分所得の中央値で244万円）

### (1) 回答者の状況

- ・ 全体では、A類世帯が12.9%であり全国の16.3%（平成24年）より低い。
- ・ 母子世帯では、最も割合が高いのはA類世帯で、39.7%となっているが、全国のひとり親世帯の貧困率は54.6%（平成25年）である。
- ・ 父子世帯では、B類世帯が最も多い。
- ・ 正規雇用の保護者は父子世帯では60.0%で、母子世帯では36.3%である。

#### ① 所得類型世帯別の割合

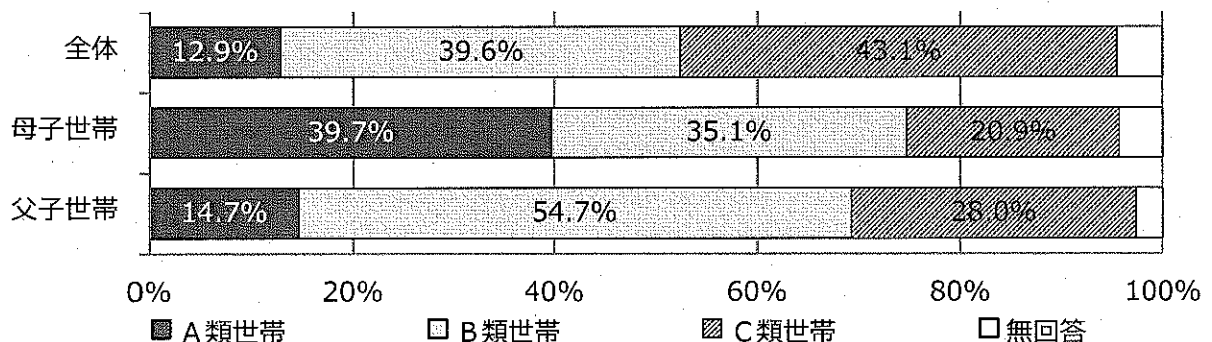
A類世帯：12.9%	B類世帯：39.6%	C類世帯：43.1%
------------	------------	------------

#### ② 母子世帯における割合

A類世帯：39.7%	B類世帯：35.1%	C類世帯：20.9%
------------	------------	------------

#### ③ 父子世帯における割合

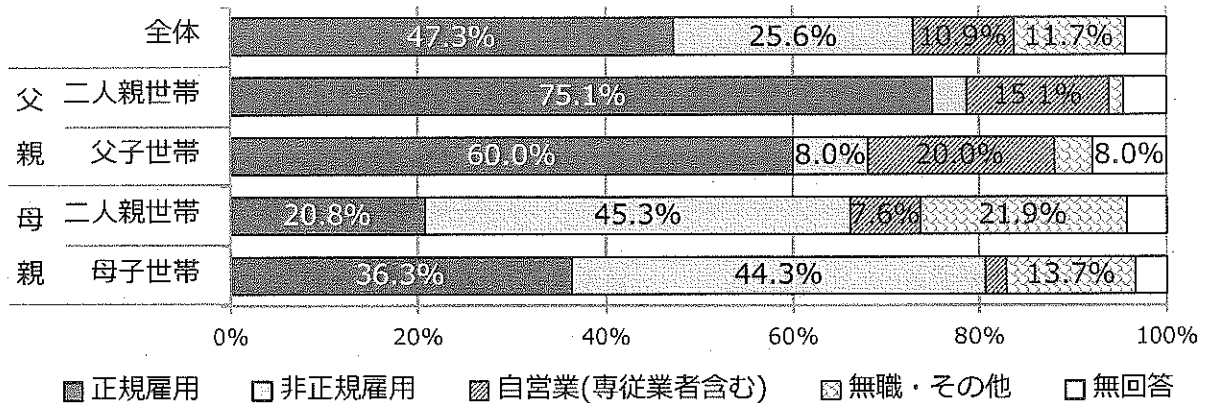
A類世帯：14.7%	B類世帯：54.7%	C類世帯：28.0%
------------	------------	------------





④ 保護者の就労形態（正規雇用）

父 親	二人親世帯：75.1%	父子世帯：60.0%
母 親	二人親世帯：20.8%	母子世帯：36.3%

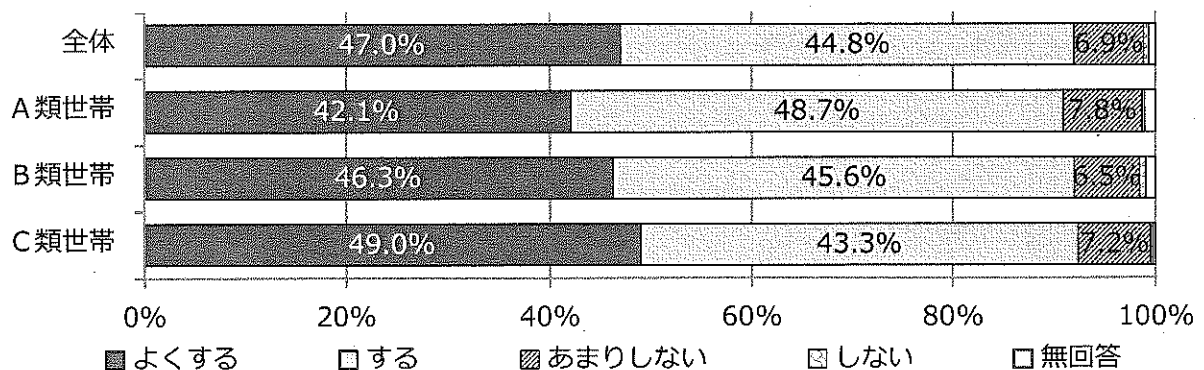


(2) 子どもと保護者や地域・学校との関わり

- ・ 子どもと学校での出来事や友達のこと将来のことなどについて、よく会話をする  
と回答した割合は、類型により最大8.5ポイントの差がある。
- ・ 子どもの勉強をよくみていると回答した割合は、類型により最大3.8ポイント  
の差がある。
- ・ 地域の行事に必ず参加すると回答した割合は、類型により最大2.7ポイントの  
差がある。
- ・ 学校の行事に必ず参加すると回答した割合は、類型により最大13.5ポイント  
の差がある。
- ・ 父親が平日に子どもと関わる時間で、4時間以上と回答した割合は、A類型では  
20.9%であり、C類型では10.4%である。
- ・ 母親が平日に子どもと関わる時間で、4時間以上と回答した割合は、A類型では  
43.1%であり、C類型では53.3%である。

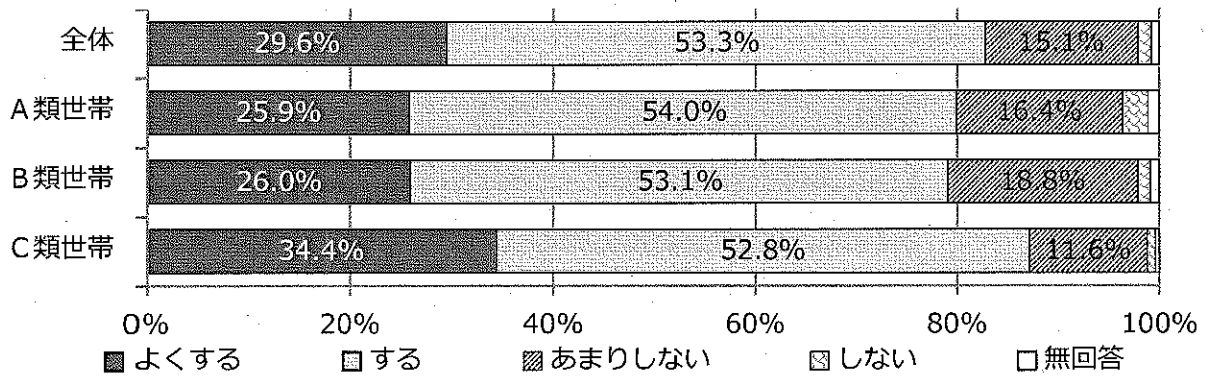
① 子どもと学校での出来事や友達のことについて、よく会話をする。

A類世帯：42.1%	B類世帯：46.3%	C類世帯：49.0%
------------	------------	------------



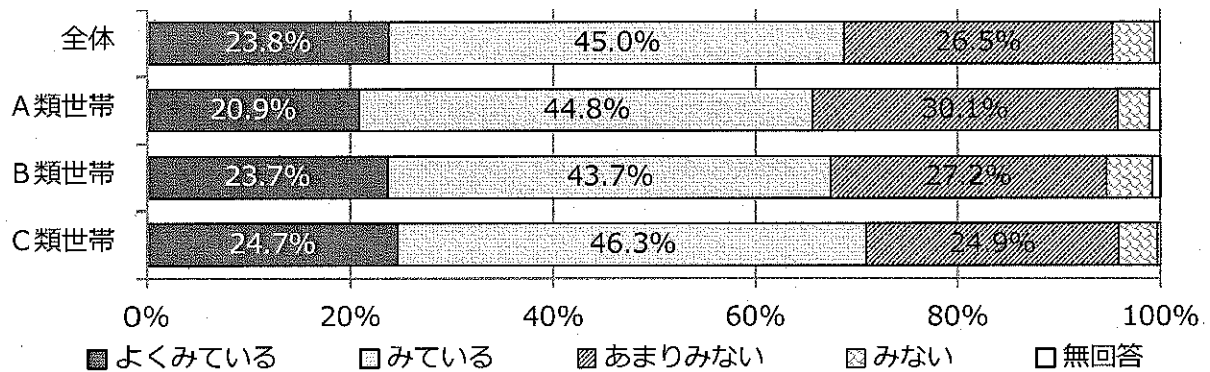
② 子どもと将来のことや進路，勉強や成績について，よく会話をする。

A類世帯：25.9%    B類世帯：26.0%    C類世帯：34.4%



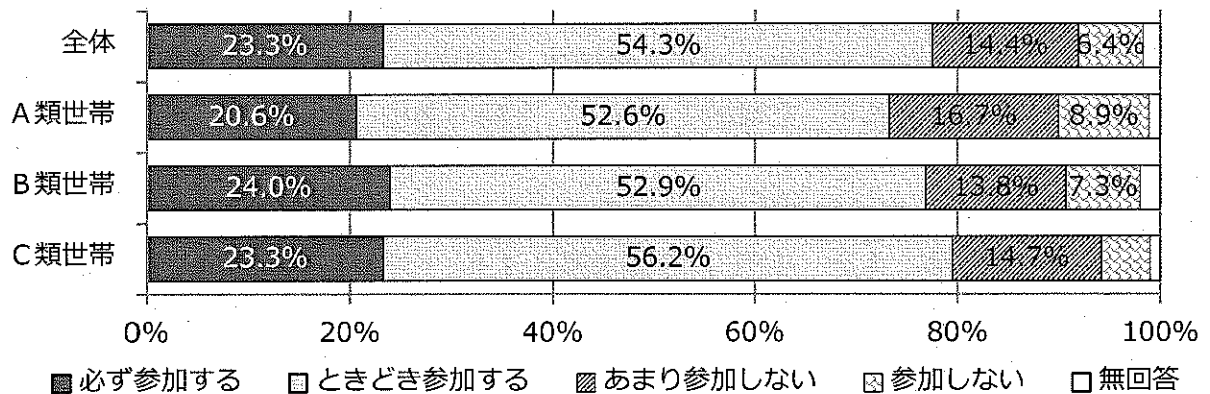
③ 子どもの勉強をよくみている。

A類世帯：20.9%    B類世帯：23.7%    C類世帯：24.7%

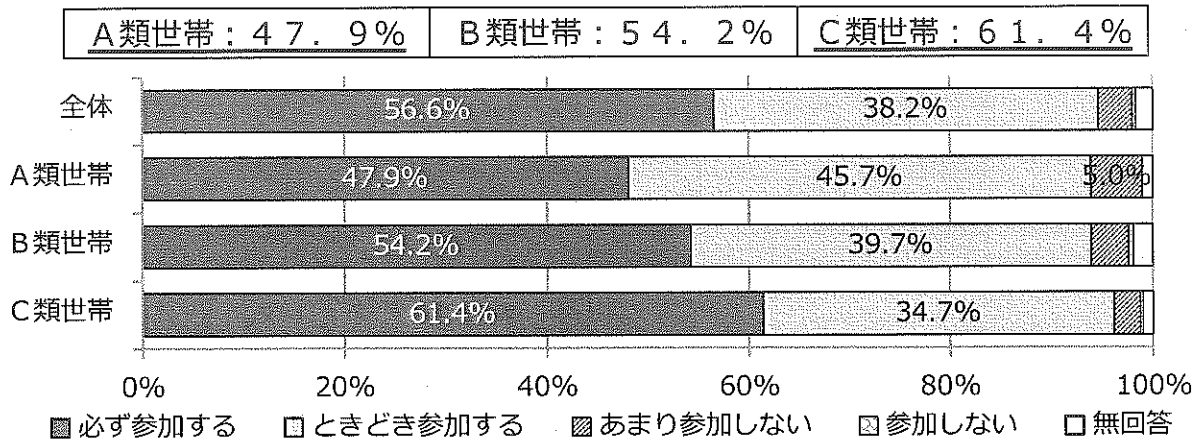


④ 「地域の行事」に必ず参加する。

A類世帯：20.6%    B類世帯：24.0%    C類世帯：23.3%



⑤ 「学校の行事」に必ず参加する。



⑥ 平日に子どもと関わる時間（父親）

ア A類型

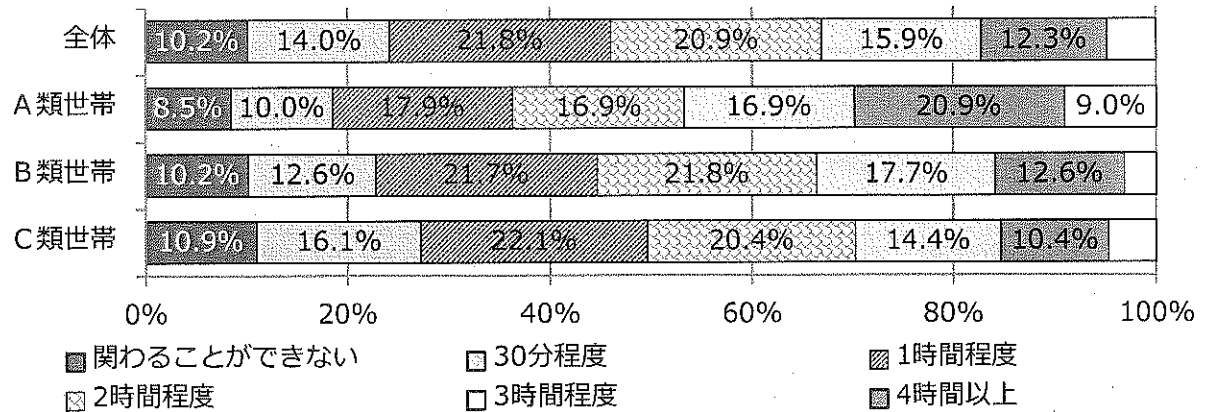
2時間	16.9%	3時間	16.9%	4時間以上	20.9%
-----	-------	-----	-------	-------	-------

イ B類型

2時間	21.8%	3時間	17.7%	4時間以上	12.6%
-----	-------	-----	-------	-------	-------

ウ C類型

2時間	20.4%	3時間	14.4%	4時間以上	10.4%
-----	-------	-----	-------	-------	-------



⑦ 平日に子どもと関わる時間（母親）

ア A類型

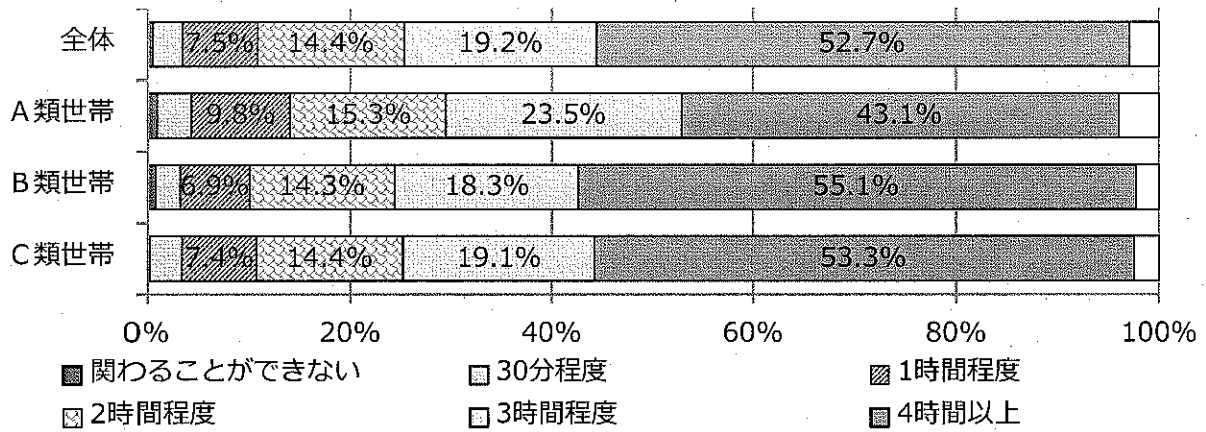
2時間	15.3%	3時間	23.5%	4時間以上	43.1%
-----	-------	-----	-------	-------	-------

イ B類型

2時間	14.3%	3時間	18.3%	4時間以上	55.1%
-----	-------	-----	-------	-------	-------

ウ C類型

2時間	14.4%	3時間	19.1%	4時間以上	53.3%
-----	-------	-----	-------	-------	-------



(3) 学校外での子どもの状況

- ・ 放課後に過ごす主な場所は、自宅・放課後児童クラブについては、類型により最大4.7ポイントの差があり、塾・習い事については最大19.1ポイントの差がある。
- ・ 放課後に過ごす場所として今後利用したい場所は、自宅・放課後児童クラブについては、類型により最大4.9ポイントの差があり、塾・習い事については、最大13.8ポイントの差がある。
- ・ 平日の夕食、休日の昼食を誰と食べているかについては、類型により最大2.3ポイントの差がある。

① 子どもが放課後（部活動後）に過ごす場所

ア 自宅

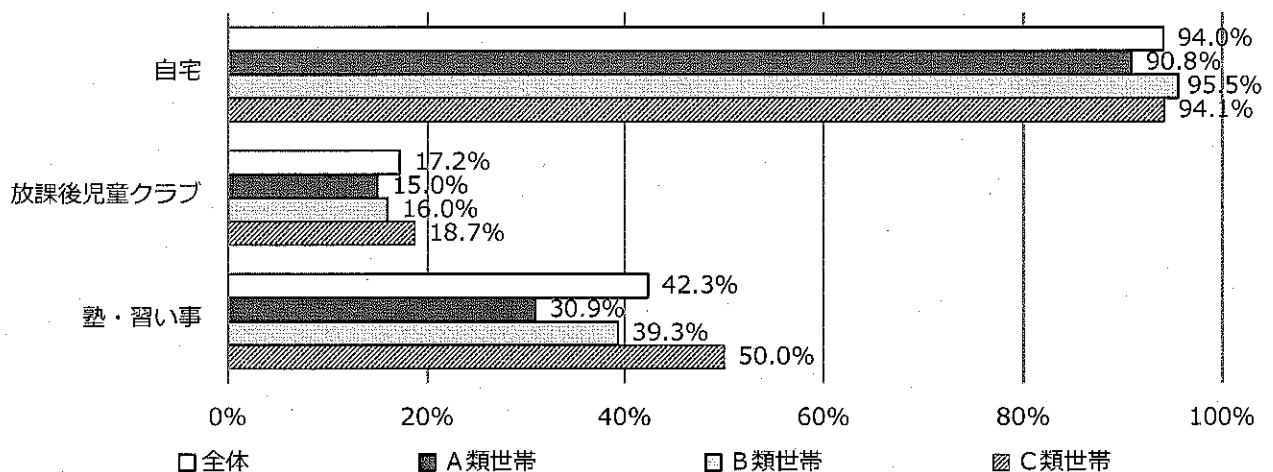
A類世帯：90.8%	B類世帯：95.5%	C類世帯：94.1%
------------	------------	------------

イ 放課後児童クラブ

A類世帯：15.0%	B類世帯：16.0%	C類世帯：18.7%
------------	------------	------------

ウ 塾・習い事

A類世帯：30.9%	B類世帯：39.3%	C類世帯：50.0%
------------	------------	------------



② 子どもが放課後（部活動後）に過ごす場所として、今後利用したい場所

ア 自宅

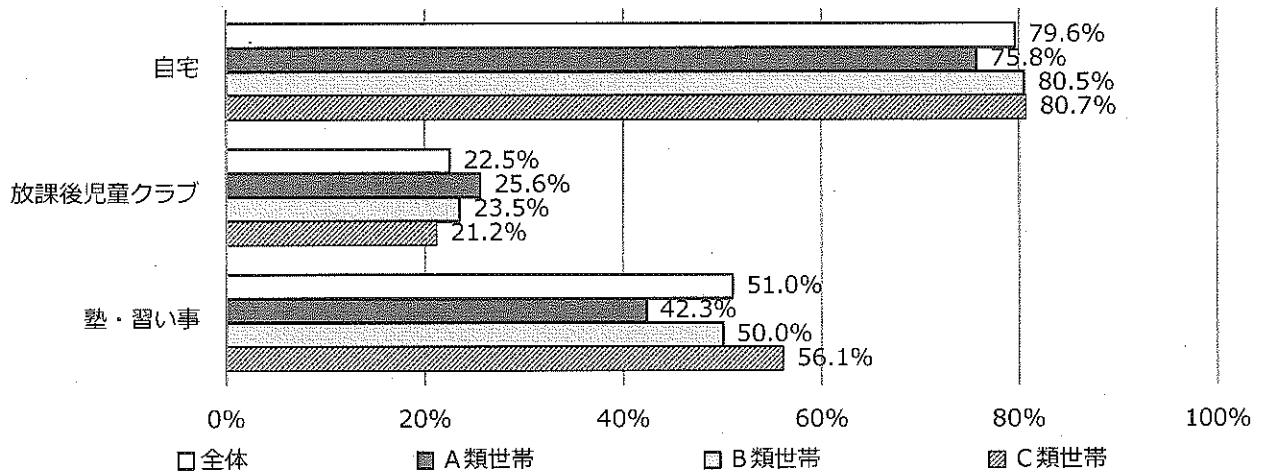
A類世帯：75.8%	B類世帯：80.5%	C類世帯：80.7%
------------	------------	------------

イ 放課後児童クラブ

A類世帯：25.6%	B類世帯：23.5%	C類世帯：21.2%
------------	------------	------------

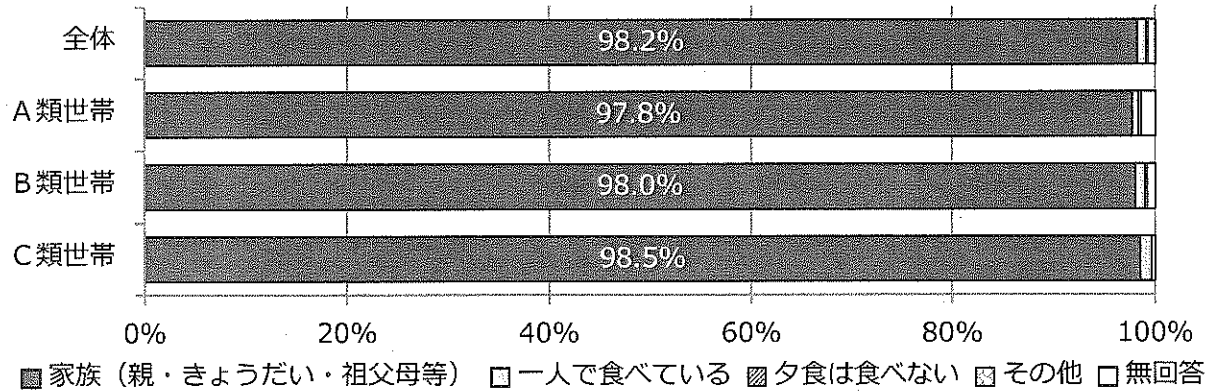
ウ 塾・習い事

A類世帯：42.3%	B類世帯：50.0%	C類世帯：56.1%
------------	------------	------------



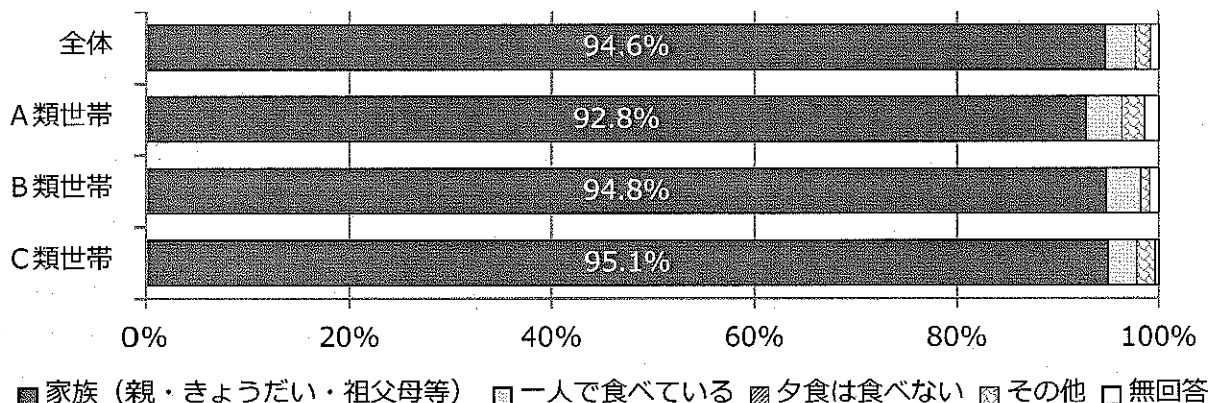
③ 平日の夕食を家族と食べている。

A類世帯：97.8%	B類世帯：98.0%	C類世帯：98.5%
------------	------------	------------



④ 休日の昼食を家族と食べている。

A類世帯：92.8%	B類世帯：94.8%	C類世帯：95.1%
------------	------------	------------

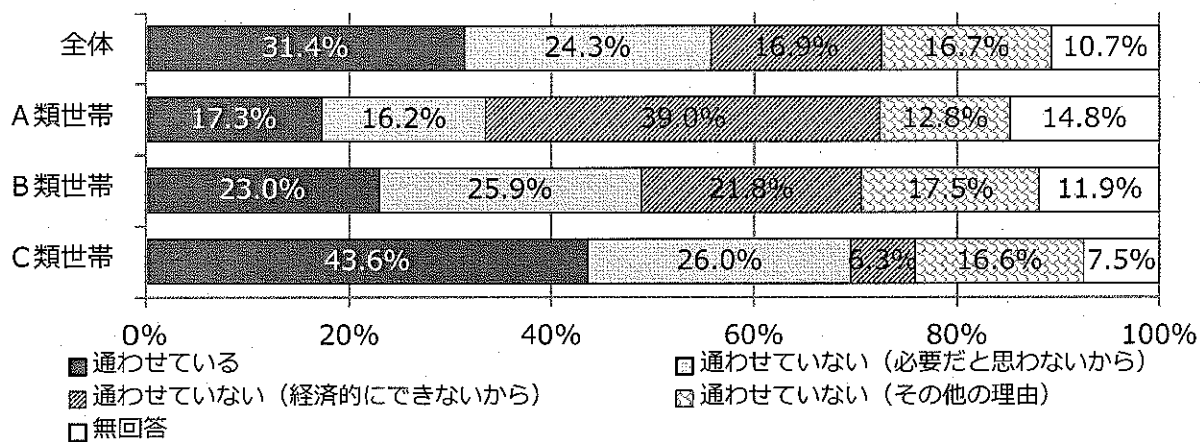


(4) 子どもの学習機会

- ・ 学習塾等に通っている子どもの割合は、C類世帯が最も高い。
- ・ A類世帯の54.3%が、経済的な理由で子どもの学習意欲に応えられなかったことがあると回答している。

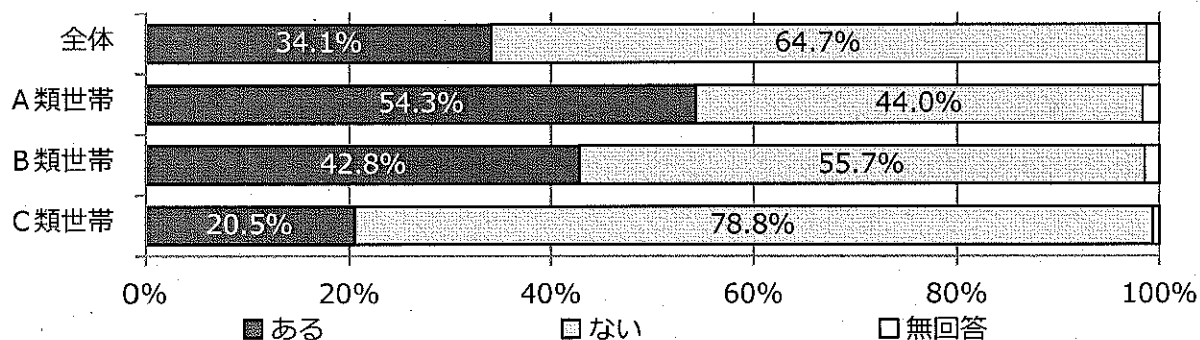
① 学習塾等に通っている子ども

A類世帯：17.3%	B類世帯：23.0%	C類世帯：43.6%
------------	------------	------------



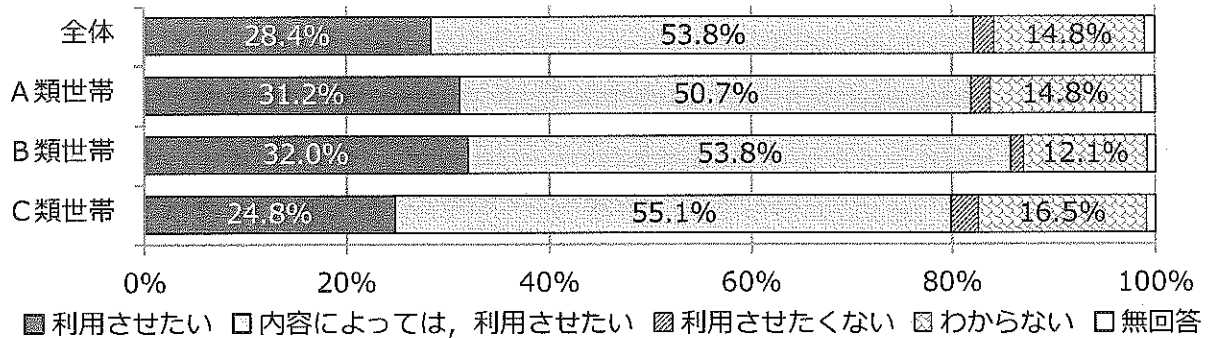
② 子どもの学習意欲に対して、経済的な理由で応えられなかったことがある。

A類世帯：54.3%	B類世帯：42.8%	C類世帯：20.5%
------------	------------	------------



③ 役場等が実施する無料の勉強会や家庭教師があれば、子どもに利用させたい。

A類世帯：31.2%	B類世帯：32.0%	C類世帯：24.8%
------------	------------	------------



(5) 子どもの進学

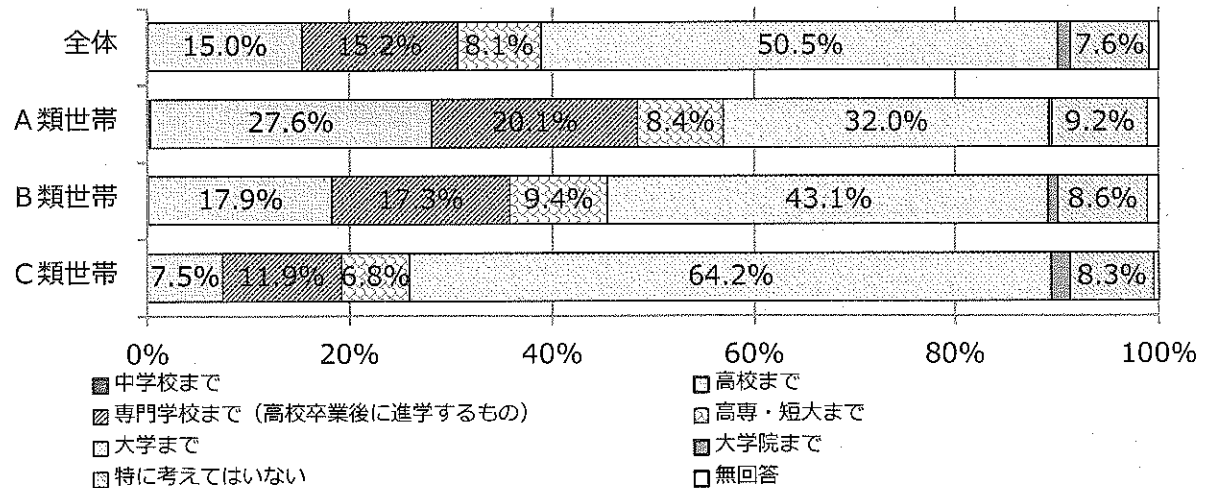
- ・ 高校までの進学を希望する保護者の割合は、A類世帯が最も高いが、大学までの進学を希望する保護者の割合はA類世帯が最も低い。
- ・ 経済的な理由により子どもの将来に不安を抱く割合は、A類世帯が最も高い。

① 高校まで進学させたいとの希望

A類世帯：27.6%	B類世帯：17.9%	C類世帯：7.5%
------------	------------	-----------

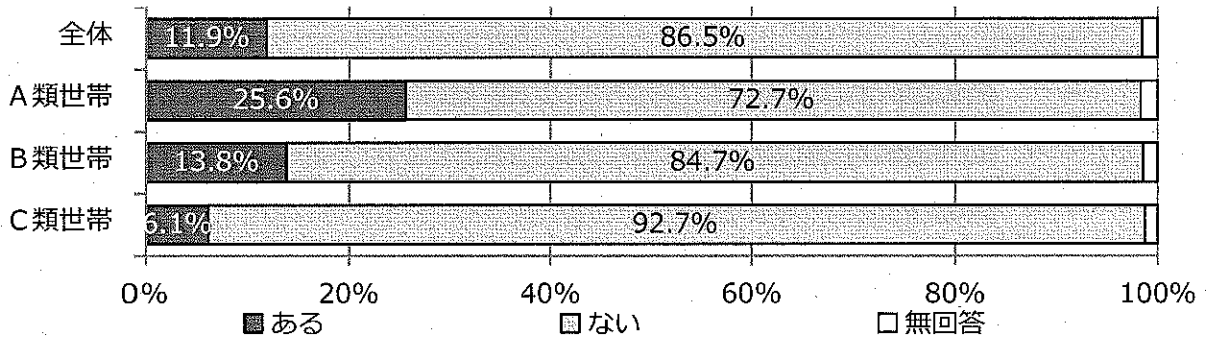
② 大学まで進学させたいとの希望

A類世帯：32.0%	B類世帯：43.1%	C類世帯：64.2%
------------	------------	------------



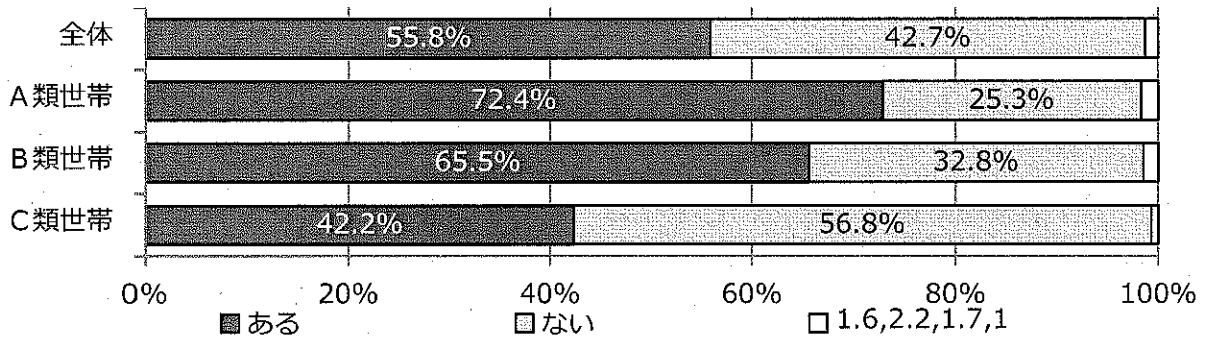
③ 経済的な理由で子ども自身が自らの進路に不安を抱いている様子がある。

A類世帯：25.6% B類世帯：13.8% C類世帯：6.1%



④ 経済的な理由で「保護者」が子どもの進路に不安を抱いたことがある。

A類世帯：72.4% B類世帯：65.5% C類世帯：42.2%

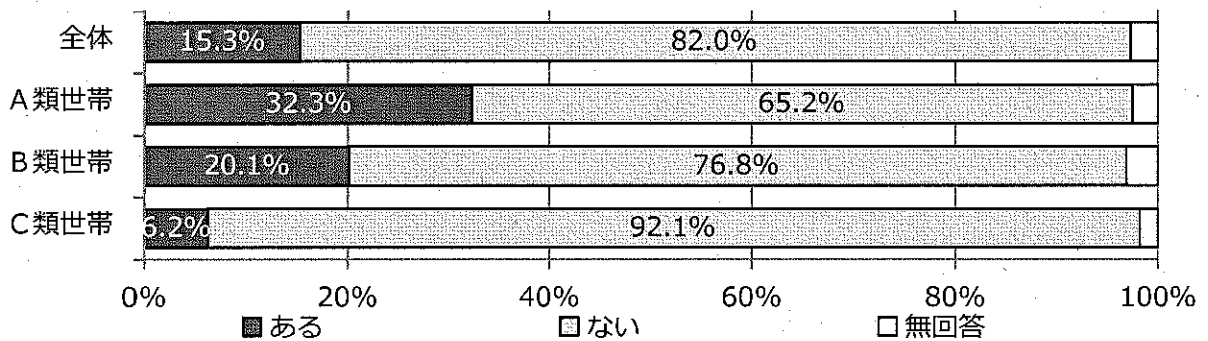


(6) 医療機関の受診

- ・ 経済的な理由により、子どもの医療機関への受診をためらった割合はA類世帯が最も高いが、その後、支払いが不安だったため結局受診できなかったとする割合はB類世帯が最も高い。

① 経済的な理由から、子どもの医療機関への受診をためらったことがある。

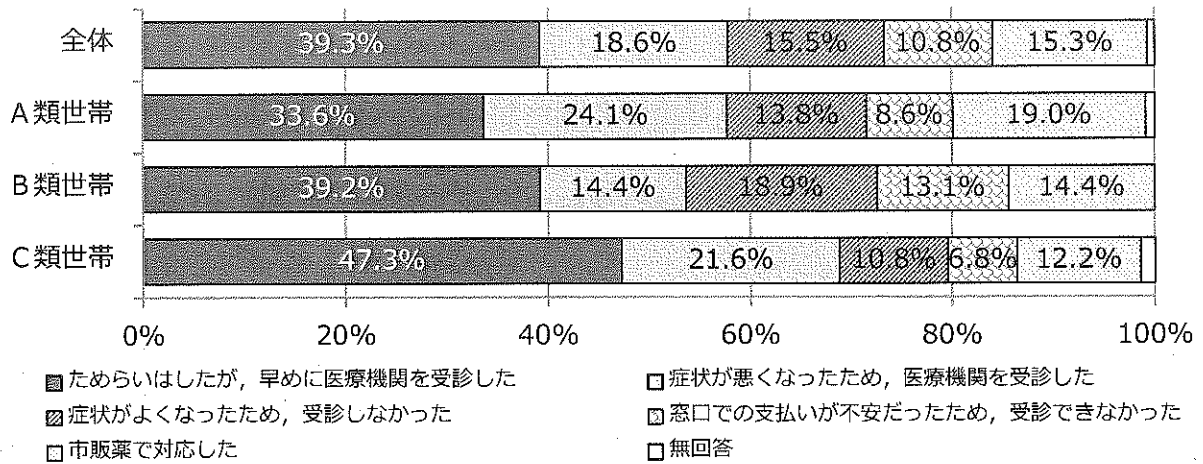
A類世帯：32.3% B類世帯：20.1% C類世帯：6.2%





② ためらった後も、支払いが不安だったため受診できなかった。

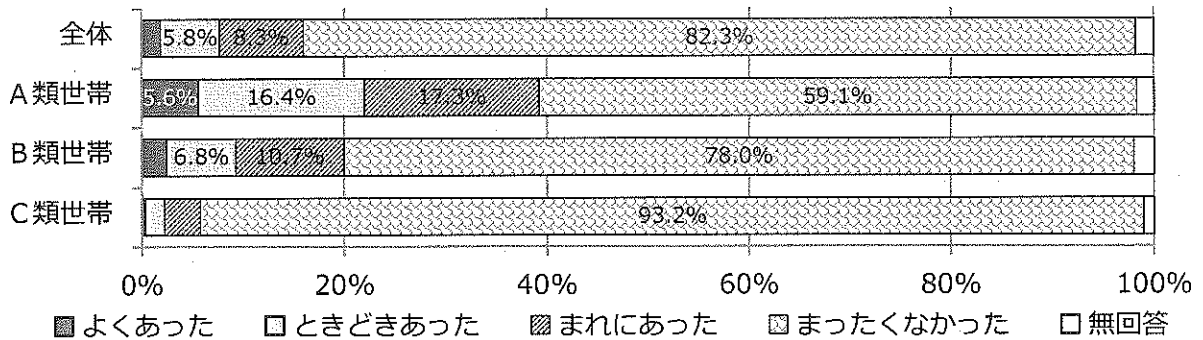
A類世帯：8.6%	B類世帯：13.1%	C類世帯：6.8%
-----------	------------	-----------



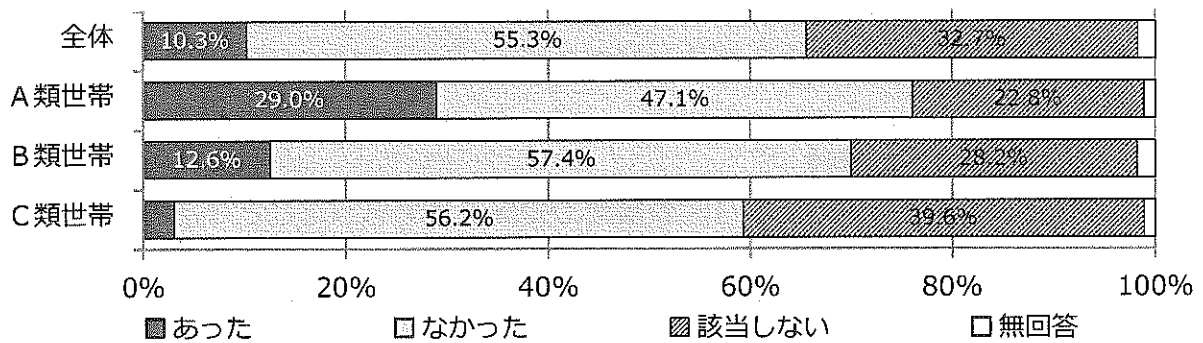
(7) 家計支出

家計支出が困難であった割合については、食料、衣類、学用品、公共料金などすべての項目について、A類世帯が最も高い。

① 過去1年間に経済的な理由により学用品を買えなかったことがある。



② 過去1年間に経済的な理由により公共料金を払えなかったことがある。



○ 調査委託業者による考察

(1) 回答者の状況

- ・ 母子世帯におけるA類世帯の割合が約4割を占めており、他の類型と比較して、母子世帯は特に所得が低い傾向にある。
- ・ 二人親世帯と母子世帯や父子世帯には、所得の面で大きな差異があることがうかがえる。
- ・ 母子世帯においては、二人親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は非常に低くなっている。

(2) 学校外での子どもの状況

- ・ 子どもが放課後（部活動後）に実際に過ごしている場所と、保護者が今後、利用したいと考えている場所では、「塾・習い事」は、所得類型により大きく差異がみられ、経済的な理由が影響していることがうかがえる。

(3) 子どもの学習機会

- ・ 学習塾等に通っている子どもは、類型により大きな差異があり、所得の差で、学習機会に大きな差が出ていることがうかがえる。
- ・ 子どもの学習意欲への対応には、類型により大きな差異があり、経済的な理由が影響していることがうかがえる。
- ・ 役場等が実施する無料の勉強会や家庭教師については、類型に関係なく、利用意向があることがうかがえる。

(4) 子どもの進学

- ・ 子ども自身が希望する進学先や保護者が望んでいる子どもの進学先についても、子どもの学習機会と同様に、類型により大きな差異があり、経済的な理由が影響していることがうかがえる。
- ・ 将来の不安についても同様に、類型により大きな差異があり、経済的な理由が影響していることがうかがえる。

(5) 医療機関の受診

- ・ 経済的な理由により医療機関の受診をためらったことがある割合は、類型により大きな差異があり、世帯の経済状況が大きく影響していることがうかがえる。

(6) 家計支出

- ・ A類世帯は、家計支出が困難であったとする全ての項目で、他の世帯と比較して大きな値を示しており、家計支出が非常に厳しい状況がうかがえる。

## かごしま子ども調査結果から見えてきたもの

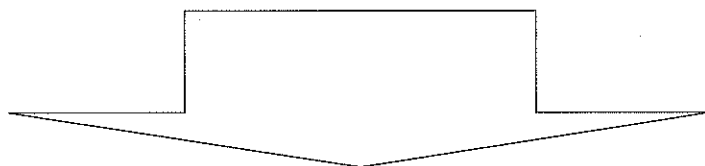
平成29年6月 保健福祉部子ども福祉課

### 《子どもの教育・学習等》

- ・ 無料の勉強会や家庭教師の利用意向は、どの世帯類型においても高い。
- ・ 学習塾等に通っている子どもは、低所得世帯ほど、通っている割合が低い。
- ・ 子どもの学習意欲に対し、低所得世帯ほど、経済的理由で応えられなかったことがある割合が高い。

### 《世帯（親）の所得・就労等》

- ・ ひとり親世帯、特に母子世帯は所得が低い割合が高い。
- ・ 母子世帯においては、正規雇用の割合が低い。
- ・ 低所得世帯ほど、父親が働いていない割合が高い。
- ・ 経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある割合は、低所得世帯ほど高い。



### 検討すべき施策の方向性

#### 【子どもの教育に関すること】

- ・ 低所得世帯が利用できる学習機会の確保

#### 【保護者の就労に関すること】

- ・ 低所得世帯の保護者、特にひとり親に対する就労機会の確保

#### 【世帯の生活に関すること】

- ・ 低所得世帯の医療機関の受診機会の確保
- ・ 低所得世帯の自立を促す機会の確保

# 乳幼児医療費助成事業の概要

1 創設時期 昭和48年10月1日

## 2 事業目的

子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助する。

## 3 事業内容

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象:医療保険各法適用者の自己負担金,証明手数料,事務費

(3)県補助率:市町村が助成に要する経費の1/2  
(S59.3月までは10分の6)

(4)年齢制限:未就学児

(5)所得制限:児童手当の所得限度額に準拠(H22.1月から導入)

(6)自己負担金:1人月額3,000円(S57.9月以前は,2,000円)  
※H9.4月から,市町村民税非課税世帯については自己負担金を  
全額助成

(7)支給方法:自動償還払い(平成19年2月以前は償還払い)  
※県外医療機関を受診した場合は償還払い

○ 乳幼児医療費に係る新たな制度の導入について

(1) 給付対象者

市町村民税非課税世帯の未就学児

→ 対象となる未就学児の人数については、現行の県単三医療助成事業の平成27年度の助成実績等から推計すると、概ね1万5千人程度と見込まれる。

(2) 給付方法

医療機関等の窓口における被保険者負担分をなくす、いわゆる現物給付方式とする。

(3) 開始時期

新たなシステム構築に要する期間等を考慮して、平成30年10月から開始する。

(4) 新たに必要となる財源見込額

現物給付方式を導入した他県の例をもとに、重度心身障害児分は約1.32倍、それ以外が約2倍になると見込んで試算すると、県・市町村合わせて、新たに、年間約2億6千万円が必要となる。

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給 (必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

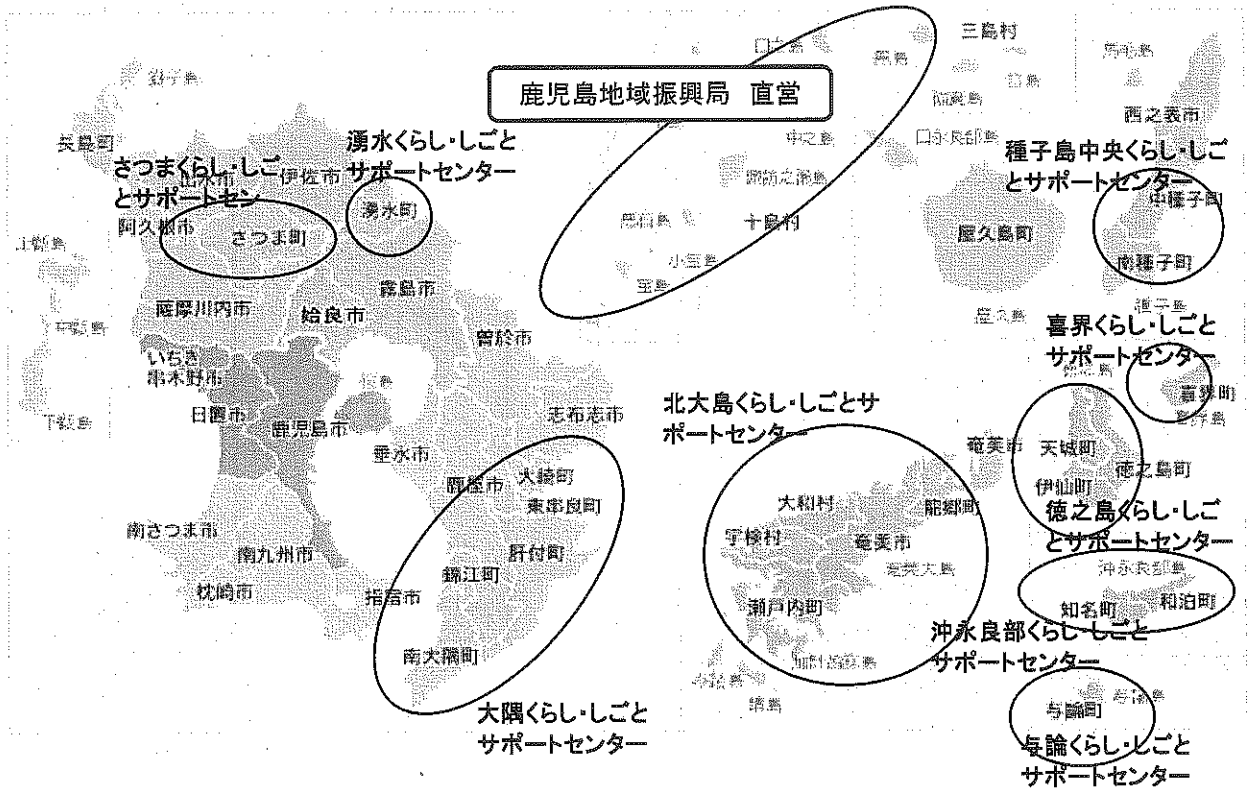
### 3. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立相談支援事業 県の事業実施区域



生活困窮者自立相談支援事業 県の所管町村及び委託先団体等

地区名	県事務所等	所管する区域	実施方法	委託先団体
鹿児島	鹿児島地域振興局	三島村・十島村	直営	—
南薩	南薩地域振興局	なし	—	—
北薩	北薩地域振興局	さつま町	委託	さつま町社協
始良・伊佐	始良・伊佐地域振興局	湧水町	委託	湧水町社協
大隅	大隅地域振興局	大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	委託	大隅暮らし・しごとサポートネットワーク共同事業体
種子島中央	熊毛支庁	中種子町, 南種子町	委託	2町社協の共同体
屋久島	屋久島事務所	なし	—	—
北大島	大島支庁, 瀬戸内事務所	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町	委託	奄美市を加えた1市2町2村社協の共同体
喜界	喜界事務所	喜界町	委託	喜界町社協
徳之島	徳之島事務所	徳之島町, 伊仙町, 天城町	委託	(社福)南恵会
沖永良部	沖永良部事務所	和泊町, 知名町	委託	2町社協の共同体
与論	沖永良部事務所与論駐在	与論町	委託	与論町社協
	18町4村	18町4村	—	—

# 平成29年度の任意事業の取組状況

H29.4.1現在

実施主体	任意事業			
	就労準備 支援事業 (国庫補助率2/3)	一時生活 支援事業 (国庫補助率2/3)	家計相談 支援事業 (国庫補助率1/2)	子どもの学習 支援事業 (国庫補助率1/2)
鹿児島県	○	○	○	○
鹿児島市	○			○
鹿屋市	○	○		
枕崎市				
阿久根市				
出水市				
指宿市				
西之表市	○		○	
垂水市				○
薩摩川内市	○		○	○
日置市	○			○
曾於市				○
霧島市				○
いちき串木野市				
南さつま市				
志布志市	○		○	
奄美市		○	○	○
南九州市				
伊佐市				
始良市	○		○	○
長島町				
屋久島町				
計	8	3	6	9
実施割合	36%	14%	27%	41%

全国平均44%

全国平均28%

全国平均40%

全国平均57%

※ 28年度、県は大隅地区5町(大隅くらし・しごとサポートセンター)において実施  
29年度、県は所管する22町村の全域において実施